

令和5年度 第1回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和5年8月1日（火） 15:15～16:50

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾部会長、堀岡部会長代理、両角委員
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員
事務局 福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 富山県最低賃金専門部会運営規程について
- (3) 富山県最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 参考人の意見聴取について
- (6) 地域別最低賃金額改定の目安について（補足）
- (7) 労働経済等関係指標について（補足）
- (8) 最低賃金に関する基礎調査結果について（補足）
- (9) 生活保護関係資料について
- (10) 労使各側の基本的主張について
- (11) 金額等審議
- (12) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、専門部会委員9名全員に御出席いただき、定足数を満たしていることから、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

初めに、専門部会委員を御紹介します。配付資料No.1を御覧ください。

専門部会委員は、全員本審委員でいらっしゃいますので、お名前のみ紹介させていただきます。

公益代表委員は、長尾委員、堀岡委員、両角委員の3名です。

労働者代表委員は、中野委員、大森委員、黒川委員の3名です。

使用者代表委員は、寺山委員、江下委員、八田委員の3名です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

議事1の「部会長及び部会長代理の選出」でございます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条に基づき「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」こととなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話し合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法に依りたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] それでは、労使各側委員の代表に話し合いをしていただくこととなりますが、あらかじめ調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から、発表していただきたいと存じます。

[中野委員] 私から発表させていただきます。

部会長は長尾委員に、部会長代理は堀岡委員にお願いします。

[河合賃金室長補佐] 部会長に長尾委員、部会長代理に堀岡委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 異議なしとのことですので、部会長は長尾委員、部会長代理は堀岡委員と決定されました。

それでは、以後の議事進行は長尾部会長にお願いいたします。

[長尾部会長] 部会長に選出されました長尾でございます。精一杯務めさせていただきますので、労使各側委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。また、部会の運営にあたりましては、全会一致になるよう合意形成に努めてまいりたいと存じます。

それでは、議事に移ります。

議事2の「富山県最低賃金専門部会運営規程について」ですが、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.2として、富山県最低賃金専門部会運営規程（案）をお配りしております。例年事務局で読み上げておりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策の関係もあり、読上げは省略させていただきます。皆様、資料No.2を御一読いただきますようお願いいたします。

御確認いただけましたでしょうか。なお、内容につきましては、昨年のもので特段変わ

りはございません。

以上です。

[長尾部会長] 今ほどの専門部会運営規程（案）について、御意見や御質問はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] 御意見等がないようですので、専門部会運営規程につきましては原案のとおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議については、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、運営規程第5条に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、令和5年度富山県最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議は公開、公労、公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

次に、議事3の「富山県最低賃金審議運営事項について」ですが、これにつきましては、令和5年7月3日に開催された令和5年度第2回本審で既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

富山県最低賃金審議運営事項は、資料No.3としてお手元にお配りしておりますので、御確認をお願いします。

本専門部会は、先ほど決定されました「富山県最低賃金専門部会運営規程」と、今ほどの「富山県最低賃金審議運営事項」に基づいて運営していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事4の「専門部会の審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 富山県最低賃金専門部会の審議日程（案）について説明いたします。

審議日程につきましては、7月3日に開催した第2回本審でも説明させていただいたところですが、その際に見込んでおりましたとおり、7月28日に中央最低賃金審議会の目安答申がありましたので、例年どおり10月1日発効を目指し、先に御提示した日程案に沿って審議をお願いできればと考えております。

具体的な日程について御説明いたします。資料No.4を御覧ください。

先ほど開催した第3回本審におきまして、中賃目安伝達のほか、労働経済指標、最低賃金基礎調査結果などについて報告させていただきましたが、本日の第1回専門部会におきましては、この後、中賃目安・労働経済指標・基礎調査結果についての補足説明、生活保護関係資料の説明、労使の基本的主張と進めていただき、可能であれば金額審議に入っていただければと存じます。

次回、第2回専門部会は、明日、8月2日（水）13:30に予定しております。

その後、予備として8月3日（木）10:00、第3回として8月4日（金）10:00、第4回として8月7日（月）10:00と日程を組ませていただいておりますので、具体的な金額審議をお願いします。

なお、専門部会が結審した場合は、その後に予定している部会は開催の必要はありません。

次回の第4回本審は、10月1日発効のための答申期限である8月7日（月）の13:30に設定しております。

同日までに専門部会において全会一致で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において答申を頂きますので、第4回本審では専門部会報告のみ行っていただきます。

一方、専門部会で全会一致に至らなかった場合は、第4回本審において専門部会報告を行った後、改めて金額審議を行っていただき、可能であれば同日答申を頂ければと考えております。

8月7日までに答申を頂けない場合は、8月8日（火）を第4回本審の予備日としておりますが、現段階で開催時刻等は決まっておきませんので、こうした対応が必要となりましたら改めて調整させていただきたいと存じます。

説明は以上です。

[長尾部会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問等がございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] 御意見等がないようですので、専門部会の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、議事5の「参考人からの意見聴取について」ですが、既に本審で、「参考人意見表明書が提出されなくても審議しないことはしない」ことについて了承され、参考人意見表明書は提出されないことを確認しておりますので、このまま審議を進めることとしますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] 議事6の「地域別最低賃金額改定の目安について（補足）」、議事7の「労働経済等関係指標について（補足）」及び議事8の「最低賃金に関する基礎調査結果

について（補足）」につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

[山越賃金室長] まず、議題6「地域別最低賃金額改定の目安について」の補足説明をいたします。

先ほど開催の第3回本審でも説明いたしましたとおり、今年度の地域別最低賃金額改定の引上額の目安につきましては、富山を含むBランクは40円、Aランクは41円、Cランクは39円と示されましたが、中賃目安小委員会において配付・活用された賃金改定状況調査第4表について御報告させていただきます。資料No.5を御覧ください。

この表は、企業全体の労働者数が30人未満の事業所の賃金上昇率を調査し、その結果をランク別に集計したものです。①は男女別内訳、裏面の②は一般・パート別内訳、③は一般・パートのうち令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者の内訳となっています。③のほうを御覧願います。

表の一番上の行には「産業計」から「サービス業（他に分類されないもの）」まで業種が記載されております。また、左端の列には「計」「男」「女」「一般」「パート」に分けられ、さらに、その区分ごとにランク別の集計結果が記載されています。

今年の「産業計」の「計」の賃金上昇率は、Bランクについては2.4%で、前年の2.0%より0.4ポイントのプラスとなっております。

「一般」と「パート」の別に見ますと、「一般」はBランクでは2.5%で前年の2.0%より0.5ポイントのプラス、「パート」は2.4%で前年の2.0%より0.4ポイントのプラスとなっております。

次に、議事7「労働経済等関係指標について」の補足につきましては、連合富山様と富山県経営者協会様の集計結果に基づき、資料No.6として、県内の春季賃上げ妥結等状況を取りまとめておりますことを御報告いたします。

続いて、議事8「最低賃金に関する基礎調査結果について」の補足につきまして、特性値に関する補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本審配付資料のNo.3「最低賃金に関する基礎調査結果」をお手元に御準備ください。

まず、3ページの特性値の推移ですが、第1・20分位数は、平成30年度から令和5年度までの5年間に108円上昇しております。一方、最低賃金額は、平成29年度から令和4年度までの5年間で、時間額が795円から877円と82円の引上げとなっております。

次に、5ページの前年度の特性値との比較ですが、第1・20分位数を見ますと、令和4年度は880円、令和5年度は908円と28円の引上げとなっております。これは、調査時に適用されている最賃額が昨年度877円、今年度908円でしたので、いずれも近傍で区切りのよい金額での分布が多かったためと考えられます。

当該年度における改定後の最低賃金額と比べますと、令和4年度の最賃額877円は、同年度の第1・20分位数880円より3円低くなっております。また、昨年度の最賃額908円に、今年度の引上額の目安40円を加えた948円は、今年度の第1・20分位数より40円高くなります。

説明は以上です。

[長尾部会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾部会長] 議事9の「生活保護関係資料について」ですが、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 生活保護に関しましては、資料No.7として中賃目安小委員会資料をお付けしておりますほか、委員限という1枚の資料をお配りしておりますので、御準備ください。

中賃目安小委員会の資料は、生活保護と最低賃金を比較したグラフ等でございますが、これにより、全国において最低賃金額が生活扶助基準を上回っており、生活保護と最低賃金の乖離が解消されていることがお分かりいただけるかと存じます。

委員限としてお示ししております資料は、富山県における最低賃金額と生活保護費との比較を具体的に計算したものです。この比較は、生活保護の最新のデータである令和3年度分での比較となります。

具体的な計算過程の説明は省略させていただきますが、「Ⅲ 最低賃金額との比較」でお示ししておりますとおり、富山県においては、生活保護費月額92,834円に対し、最低賃金額で173.8時間働いた場合の手取額は124,377円と算定され、最低賃金額が生活保護費を上回っております。

以上です。

[長尾部会長] 今ほどの説明につきまして、御質問等はございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] 議事10の「労使各側の基本的主張について」に入ります。

今年度の地域別最低賃金改定に係る基本的主張をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いします。

[中野委員] 先ほどの「中賃の目安伝達」等も踏まえて、労働者側の基本的主張について、述べさせていただきます。

まず、基本的認識として、今年の審議会は、昨年とは大きく環境が異なる中での審議になると受け止めております。最低賃金に対する社会的な注目が年々高まりをみせており、今年はとりわけ、春の労使交渉における大幅な賃上げの流れも受け、昨年以上に注目されていると感じております。最低賃金法・第1条には「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善をはかり、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定められており、労働者側として本年も、この最賃法・第1条の目的を踏まえて議論を尽くす必要があると考えております。

また、コロナ禍は、日本経済はもとより私たちの暮らしや、雇用に大きな影響を及ぼし、

この3年間は、その影響を意識した審議を行ってきました。現在の状況として、本年5月に感染症法上の5類への移行がなされ、社会や経済・暮らしにおいても「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へと変遷し、着実に経済活動はコロナ禍から正常化が進みつつありますが、多くの業界で人手不足が深刻化しております。

まだまだ先行きは楽観視できないものの、様々な政策効果により支えられ、「持ち直し」の局面にある経済回復を、より自律的な成長軌道に乗せていかなければならないと考えます。そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素の一つが最低賃金の引上げに他ならないことを強調しておきたいと考えます。

改めて、本審議会の役割と責任を痛感している次第であります。労働者側としては、これまでと同様に、本審議会の根幹である三者構成を大事にし、公益側・使用者側の委員の皆さんのご御知見を伺いながら、結果が導き出されるよう最大限、努めてまいりたいと存じます。

労働者側の主張の1点目は、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定についてです。

2021年後半から上昇局面に入った物価は、依然として高い水準で推移しており、厚労省が先月7日に発表した5月分の毎月勤労統計調査で、物価を考慮した働き手1人あたりの「実質賃金」は前年同月より1.2%減り、減少は14か月連続となりました。名目賃金は増えたが、物価の伸びには追いつかず、賃金が目減りする状態が続いている中、私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍で働く者の生活に大きな打撃を与えております。

最低賃金近傍で働く多くの労働者は最低賃金が改定されないと賃金が変わらない立場の弱い労働者であり、消費者物価指数の対前年比は、本年4月時点で4.1%の上昇に達し、「基礎的支出項目」に着目しても高い水準で推移しております。こうした生活必需品などの切り詰めることができない支出項目の上昇が、最低賃金近傍で働く者の生活を特に圧迫しています。また「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果が一定、見受けられるものの、この政策が終了する10月以降も見通して議論しなければならず、最低賃金近傍で働く厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上や、購買力を維持するとの観点からも、消費者物価上昇率を考慮した最低賃金の引上げが必要であると考えます。

労働者側の主張2点目は、社会への広がりについてです。

今年の春季生活闘争では、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求める「未来づくり春闘」を展開してきました。6月21日付け連合富山集計では、産業や業種によって異なるものの、満額回答も含め多くの組合で高水準での賃金改善の回答が示されており、加重平均8,922円、率で3.52%となり、県内では大手企業のみならず、299人以下・99人以下といったすべての規模の経営側も総じてそれに応えていただき、額・率とも大幅な前年比プラスの妥結結果となり、これまで以上の賃上げの広がりや底上げをはかることができました。このことは、物価上昇に対する従業員の暮らしを守るためだけでなく、優秀な人材の確保や流出防止への対応も含め、従業員の処遇を向上することが企業の発展につながるのと労使双方の認識を合わせる協議が強化された結果だと受け止めております。

労使で導き出したこの春の高水準での賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、社会全体の賃金の引上げをはかることが大事であると考えます。

3点目として、雇用情勢に対する認識について申し上げます。

富山県における有効求人倍率は、令和2年に1.23倍と大きく低下したものの、本年5月の県内の有効求人倍率は、1.50倍（全国第9位）、うち正社員求人倍率は1.30倍（全国第4位）となり、雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移するなど、富山県における有効求人倍率は、全国的にみても高い水準にあることも、今年の審議においても、重要な要素であると考えます。

4点目として、募集賃金の上昇についてです。

第2回本審で示された資料の中には、「第1回目安に関する小委員会」の資料No.1「主要統計資料」というものがありました。その中には、パートタイム労働者の1求人当たりの募集賃金額の推移が示されており、全国的にも着実な上昇傾向が見られますし、本県においても上昇傾向にあります。また、本年4月の下限額では、すべての地域で現行の最低賃金よりも大幅に上回っておりますし、本県においては125円高い、募集下限平均額1,033円となっております。先ほど申し上げた今年の春の労使交渉にも関わりますが、労働力人口が減少する現下の環境において、企業がその存続・発展に向けて、賃上げを通じた人材確保に重きをおいている現れであり、こうした実態も念頭においた審議が必要であるとともに、人材獲得が難しいと言われる中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で、最低賃金を含む賃上げが急務ではないかと考えます。

最後に、5点目として、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備について申し上げます。

人材不足や物価高などの様々な要因により、社会の先行き不透明感はあるものの、地賃が抱える構造的課題は、不変であり、地賃の引上げと雇用の維持を二律背反でとらえるべきではないと考えます。中小・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法9条に定める企業の「通常の事業の支払い能力」を高めることが必要だと考えます。

賃上げしやすい環境整備に向けては、政府の各種支援策のさらなる活用推進と、利活用状況を踏まえた効果測定とその情報提供を一層強化していくことが重要だと考えます。

県内における適切な価格転嫁の実現に向けた取組として、本年2月に「富山県経営者協会」「富山県中小企業団体中央会」「富山県商工会議所連合会」をはじめとする県内経済5団体として、経産省・富山県・富山労働局及び連合富山の賛同を得て、適正な取引を尊重する機運を醸成し、それぞれの会員企業の経営者自らが社内取引先への周知・徹底をはかることで適切な価格転嫁の実現に万全を期する呼びかけを行っております。なお、富山県における「パートナーシップ構築宣言」登録企業数は、昨年3月末では40社だったものが、直近では400社を超え、着実な広がりを見せております。

最低賃金の引上げ分を含めた労務費の上昇を適切に価格転嫁できるよう、宣言企業の拡大と実効性の確保、中小企業の各種支援策の活用と拡充が重要なポイントであると考えます。

本年度の富山県における最低賃金審議では、こうした昨年度と明らかに異なる環境変化をしっかりと見極めた上で議論を尽くす必要があると考えます。

使用者側・公益側のご御理解で全会一致の結審、及び10月1日の発効を目指したいと考えております。

以上、今年度の地域別最低賃金改定にあたっての労働者側の基本的主張とします。

[長尾部会長] ありがとうございます。

続きまして、使用者側からの主張をお願いします。

[寺山委員] 先般、中賃の目安小委員会が示されました、引上額の目安Bランク 40 円と概要及び昨年度の最賃審議を振り返りコメントさせていただきます。本年度の目安審議は政府の「骨太の方針 2023」等への配意が求められており、全国加重平均 1,000 円を達成、さらには、指針には早くも 1,000 円達成後の方針検討にまで踏み込んだ記載がされており、政府が地方審議会開催前に既に目標額を設定していることに関して、地方審議会の位置づけを含め、違和感と危機感を覚えざるを得ません。

昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均 1,000 円以上」を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生活への影響等を勘案して、各地方審議会でも調査審議・採決がなされた結果、全国の約 8 割の使用者側が反対する状況の中、全国加重平均で +31 円、3.33% の大幅引上げとなりました。

富山県でも目安額を下回ることなく引上額 31 円、3.53% と過去最大の引上げとなりました。このような引上げの結果、全国での影響率は前年度から 3.0 ポイント増加して 19.2%、富山でも 14.9% と過去最高を記録し、中小企業の経営に与える「影響」が増大しました。

今年の中賃審議では、消費者物価の高騰もさることながら昨年以上にエネルギーや原材料費の高騰、企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小零細企業がおかれている厳しい状況を踏まえた事業継続と雇用維持の観点から目安が決まっていくものと誰もが思っております。

今回示された B ランク目安額 40 円、引上率にして 4.41% は、過去最大の引上額・率であり、これは家計に対する足元の物価上昇の影響が強く考慮される一方、企業の支払い能力が厳しい現状が、十分に反映されたとは言えず、経営実態とかけ離れた引上げは、設備や働き方改革などに必要な投資を抑制せざるを得なくなり、長期的に成長を阻害しかねないことにもなります。さらには事業の継続すら厳しくなっております。

もちろん中賃の目安は尊重しなければなりません。先ほどの本審にもありましたように拘束されるものでもありませんので、中賃目安や従来の延長線上ではなく、昨年も申し上げましたが、最低賃金効力発生日が、なぜ現状では労使ともに本来得策ではない 10 月 1 日に固定されているのか、中賃目安の遅れがイコール地方審議の時間短縮となる状況を是正していただくよう今後、中央にて御検討をお願いしたいと思っております。

次に中小企業を取り巻く経営環境について申し上げます。

足元の物価動向は、2023 年 5 月の消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）が前年同月比 +3.8% と高いことは承知しておりますが、一方で同月の国内企業物価指数は、前年同月比で +5.1% と消費者物価指数より高い実態にあります。

中小企業の経営を取り巻く環境は、特に足元では売上げは改善してきているものの、原材料費の高騰分・円安による輸入価格が上昇し、販売価格に転嫁できているところ、できていないところが大きく二極化しております。また収益を圧迫している企業が多く予断を許さない状況でもあります。

今年の春季労使交渉では、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施して

いることは事実ではありますが、これは労働需給のひっ迫を背景として人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず、身の丈以上に賃金を引き上げた企業、特に中小企業が一定程度存在していることも考慮が必要かと思えます。

さらには、コロナ融資の返済開始が7月にピークを迎え、代位弁財が増加、資金繰り破綻の瀬戸際である「倒産予備軍」といわれる企業が少なくなく、大幅な最低賃金の引上げに追随できない企業が出てくるリスクもございます。

帝国データバンクによると、富山県内の倒産企業は6月 7件と4か月連続で前年同月を上回っており負債総額は6億200万円、2か月ぶりに前年同月より増加しております。

中小企業庁の6月29日に公表の中小企業景況調査結果では、今年の4-6月期の全産業の業況判断D Iは、▲10.8と前期に比べ上昇傾向だが、依然としてマイナス値を示しており、製造業は▲10.4、非製造業も▲11.0となっております。特に小規模事業者は、▲12.4と回復の度合いが鈍い状況が続いております。

また、同時期の富山県の中小企業の業況判断D Iでも、全産業のD Iは、▲14.1製造業が▲12.1、非製造業が▲15.6と全国と同様、この富山県もマイナス値でございます。

次に富山県の景気動向についてお話をいたします。先月7月3日に日本銀行が公表いたしました短観2023年6月調査の結果から、県内企業の業況判断D Iを御説明いたします。

全規模・全産業の業況判断D Iを時系列でみると、大きなトレンドはコロナ禍で大きく落ち込んだ後、特に影響が大きかった小売業とサービス業を中心に経済活動は活発化しておりますが、直近の令和5年6月期においても全産業D Iは±0、先行き3か月先も±0と決して改善方向ではございません。さらにはコロナ前の通常時としての令和元年9月期の+3を±0と下回っており力強い景気回復とはまだ言えません。

また、富山県商工会連合会の中小企業景況情報によると、今年の4-6月期の富山県の中小企業の業況判断D I予想は、前年同期比で、製造業が▲3.2、建設業が▲25.0、小売業が▲32.5、サービス業が▲25.4とすべての業種でマイナスを予想しております。

今年度の決定プロセスについて少しお話をさせていただきます。最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対するセーフティネットであることから、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではございません。加えて同法第9条には、地域別最低賃金の決定にあたっては、労働者の生計費・労働者の賃金・通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないと明記されております。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、すべての労働者にあまねく適用されます。実際、消費拡大による設備投資が増え、そして全業績の改善の結果賃上げといった経済の好循環を機能させるためには、まずは賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提であると思えます。

今年度の審議会では、使用者側としても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、賃金改定状況調査（第4表）の結果、人材確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性については十分認識をしております。

こうした認識に立ちながら、最も重視しなければならないことは、決定の3要素である企業の通常の事業の賃金支払い能力であり、使用者側は、先の3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表を重視した審議を求めてまいります。

我々、使用者側は、最低賃金引上げに反対しているわけではございません。本来であれば労使ともに全会一致でこの最低賃金が結審することが、基本だと思っております。ただ、過去を振り返りますと、全会一致できた歴史の中、特に昨年・一昨年・令和2年、こちらにおいては、急激な引上額によって企業側としては追随できない事態をおそれ、使用者側は反対という結果になっております。改めまして、中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、慎重な審議を今年度も求めたいと思います。公益側委員の方、労側委員の方の忌憚のない御意見を頂戴しながら、この後審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

[長尾部会長] ありがとうございます。それぞれ労働者という立場、使用者という立場で、詳細なデータ等について、整理分析されたと思います。使用者側におかれましても最後のほうに、最低賃金引上げについて明確に反対しているわけではないという御意見も示していただきました。労使が話し合っていく上で、最低賃金の上げ幅をどのようなデータからくみ取って、お互いが歩み寄れるか、考え方の整理ができるか、かなり時間をかけていかななくてはいけない。消費者物価の上昇率に関しまして、労側、使用者側もしっかり意識されているわけですので、その消費者物価というものを今後どのように考え、お互いの賃金の主張に対して整理していくかというところが、かなりこれから詰め合いになるのではないかと思います。データに関しましては、本日いただいた資料に基づいて分析させていただいて、2回目以降の審議につないでいければと感じております。

ほかの委員の皆さんの御意見もいただきたいと思っておりますので、今主張された基本的主張に対して、経済状況・経営環境・賃金水準、ほかのデータからの補足に関する説明を労働者側からいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[大森委員] 労働者側の基本的主張においては、先ほど中野委員から述べられたとおりでございますが、せっかくの機会ですので、少し重複する点はあるかもしれませんが、私のほうから追加の主張をさせていただきたいと思っております。

先の2023春闘では、将来不安の払しょくに向けて、原材料費の高騰を踏まえ、継続的な賃上げが必要であるということで、経営側のほうに訴え、コロナ禍からの経営実績の回復も相まって、1993年以来30年ぶりの高水準での賃上げということになりました。よって、2023春闘というのは水準の大きさに少し注目が集まりましたが、おおむね10年連続の賃上げを達成することができたものと考えております。そして、今度はその先の2023春闘でそれぞれの労使が回答を示された高水準での賃上げの流れを、今回の最低賃金の引上げ、社会全体の底上げにつなげていきたいと考えております。その中で、最低賃金の近傍で働く仲間の皆さんは、将来不安は当然なんです、これまでの物価高騰が継続する中で、日々の生活に対する不安のほうも本当に毎日、毎日増しているのではないかとそのように思っております。この夏も電気代の高騰により、連日連夜猛暑の中、クーラーを使うのも躊躇しなければならぬ状況にある方も当然おられると思っております。今回も目安額としては、冒頭に局長のお話にもありましたが、平成14年度以降過去最高額ということになります。使用者側として今ほど主張されました、中小企業の状況も踏まえ、かなりハードルが高い状

況であるということが一定の理解を示したいと思っておりますけれども、今述べたように労働者側としては、最低賃金の近傍で働く皆さん方の暮らしと健康をしっかりと守る観点、大げさに言うと命もしっかり守らなければならないということもありますので、今回の目安基準をベースとした賃金改定が実現できるように、ひいては全会一致の審議に向けて努力していきたいと思っております。是非使用者側、公益側の皆さんの御理解のほうよろしくお願いいたします。

〔長尾部会長〕 黒川委員、いかがでしょうか。

〔黒川委員〕 私からも一言発言させていただければと思っております。今ほどもありましたように、消費者物価が大きく上がっているということでは、近傍でいきますと4.3%という数字もありましたけれども、昨年の最低賃金が上昇後にさらに大きく消費者物価が上がっているという状況の中では、やはり最低賃金で働く方々の労働環境というのは、こういった最低賃金の上げがない限りはなかなか上がらないという情勢があることも理解をしていく必要があるのかなと思っております。そういう意味合いでも4.3%に含む部分でもありますけれども、昨年からの引上額が十分ではなかったということもございまして、現段階としてエネルギー価格の負担軽減策が講じられている上での4.3%でございまして、10月以降こういった部分も影響してくるということも含めて、本来であればもっともっと引き上がっているのが足元の状況かなと思っております。スーパーで買い物をしていても、やはり一個一個の品物が大きく引き上がっていることは、皆さんも肌身に感じているのではないかなと思っております。そういった状況化で企業物価も大きく上がっていることも非常に危惧しておりまして、やはり労使交渉を行っている中で、今回の春闘交渉は昨年から大きく結果は伸びているわけですが、実際の物価上昇に対する引上額というのは、十分ではないという分析がされております。当然、しっかり価格転嫁、中小・大手企業が一定程度の満額回答を含めて、そういった回答を引き出せる企業が多くある中で、中小企業は厳しい交渉だったと思っております。それは、企業物価・原材料・エネルギー価格が大きく引き上がっているという環境化では、簡単に賃金を上げられないということもございまして、そういった反面当然、取引価格・価格転嫁を進めていかなければならないといったところは、労働側としても大きな課題だと今認識をさせてもらっています。この春闘交渉の中でも、やはり経営側と一緒に情報共有をする、さらには経営側も困った部分について、他社から情報を取り入れる取組の中で、やはり中小企業では書類一つ作るのもなかなか難しいという情報をいただき、価格促進ツールといった情報共有できる部分は、情報共有をするという取組もさせていただいております。併せて個別企業のヒアリングをする中で、政策的に改善していかなければならない、そういった情報も入手しながら、ここは中小企業もしっかり労務費も含めた価格転嫁ができるような取組を少しずつ進んでいるととらえております。いずれにしましても、労使が一緒になってこの難局を乗り切る、労務費もしっかり引き上げていただく、そういった中で有能な人材を富山県下におく、この状況で他県に流出させない総合的な取組を地域別最低賃金の公労使の審議会の中で、建設的な議論をさせていただいて、次年度以降に引き継いでいきたいという思いでございませぬ。以上です。

[長尾部会長] ありがとうございます。質問したいのですが。労働者側と使用者側で価格転嫁は非常に大きな問題点だと思いますが、これについてお互いにうまくやっていくような良い成果などの提示はありますか。

[黒川委員] 私の担当する個別産業になりますけれども、本部内でそういう情報を調査している部分では、例えばこういった価格転嫁を取引先に提示するにあたって、簡単に経費が上がっているよというツールが、例えば自動車部品工業会さんですとか、埼玉県さんの取組の中でそういったツールがありますという情報は、共有させていただくようにしております。もちろん、労働組合から経営側のほうに伝えていただくことと同じになりますけれども、そういった取組もさせていただいておりますし、個別企業での課題のヒアリングをさせていただく中では、今後国会の政策にどう送り込んでいけるかを情報収集させていただいて、それを本部内で今後の政策に取り組んでいくことを進めさせていただいております。

[長尾部会長] 価格転嫁に関しましては、お互いに協力しながら、より良い方向へ行くように努力されている事例もありますということですね。

[黒川委員] 経営側から御発言があったように、しっかりとした取引価格が上がっていかないと私たちの労務費というのは、当然上がらないというのがありますので、もちろん自社は製造業の労働組合の担当でございますけれども、あらゆる産業でそういった取組が進んでいくということは、私たちは消費者という部分でも、物が上がるということの先には、生産者がおられるということで認めていかなくてはいけないという状況もございますし、例えば流通だとか運送も含めてのあらゆる産業の取組も重要だと思っております。

[長尾部会長] 主張をお聞きしていて、いろいろな問題点があることはよく分かりますが、その中でも大きいのは消費者物価のアップで、いろいろな原因がある中で絞り込むとしたら、それが非常に重要な問題点ではないでしょうか。

[黒川委員] 私たちは従業員、社員でありながらやはり、一人ひとりが生活者であるということは、それぞれに家庭があると思っております。企業選択、働く先にはやはり、どうしても賃金がいくらだということには着眼せざるを得ない部分があります。簡単に転職ということはないのかもしれませんが、やはり最低賃金近傍で働く方々というのは、地域によっては時給が高騰しているという状況もありまして、とある業種は賃金が引き上げられないことによって、その業種が無くなるということは、社会的にも産業が成り立たなくなるという状況がございますので、地域全体でフォローしていく必要があるのかなと思っておりますので、急激な引上げはなかなか難しいというのは非常によく分かりますが、全体的な取組というのは必要かなと思っております。

[長尾部会長] ありがとうございます。では使用者側からも御意見をいただきたいと

思います。

江下委員、いかがでしょうか。

〔江下委員〕 基本的な主張については、寺山委員の御発言のとおりでございます。ただ何点か若干意見を述べさせていただきたいと思っております。まず、6月30日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、加藤厚労大臣があいさつの中で、全国加重平均1,000円を達成することを含めて議論を行うという発言がありました。結果的にAランク41円、Bランク40円、Cランク39円、全国平均1,002円となり、寺山委員の主張にありましたように、政府方針に配慮した感が否めないところでございます。先ほどの本審での説明で、中賃の公益委員見解にありました最賃の引上げにあたっては、中小企業の賃上げができる環境整備、具体的には価格転嫁対策、下請け取引の適正化、あるいは業務改善助成金等による生産性向上支援を推進するのが重要との文言がありました。これらについてここ数年、使用者側は言い続けているんです。今年度の地賃の審議におきましては、こういったことはどの程度実効性があったのか、よく検証いただいて審議していただければと思います。また、中賃での公益委員見解に明記されていますとおり、目安はあくまでも地賃での全国的バランスを配慮する観点から参考にされるべきものであって、審議決定を拘束するものではないということが、三者の共通認識として、地賃での最賃決定については、3要素につきましてあくまでもデータに基づく審議をお願いしたいと思います。最後に10月1日発効日前提とした審議スケジュールではなく、労使双方が納得感のある審議が行われることを期待しているところでございます。

〔長尾部会長〕 ありがとうございます。

八田委員、いかがでしょうか。

〔八田委員〕 使用者側としての代表的な意見表明につきましては、寺山委員に述べていただいたとおりです。使用者として申し上げたいのは、ここ1・2年みると非常に厳しい労働者の生活というものは、確かに消費者物価が上がって大変かと思っておりますが、使用者側としてやはり、経営を見た場合、5年10年その先をみて、いろんな環境の変化に対して対応するということが必要かと思っております。使用者側としてのリスク課題としては、労働者の雇用を守るためには、今以上に生産性を上げる努力をしなければならない。これは至上命令だと思っております。ただ、なかなか生産性を上げて達成したところで、材料価格が上がったりして、その他いろんな変動がその上にのしかかってくるわけでありまして、そういったところも何卒御理解をいただきたいと思っております。5年後10年後を見た時に、2024年問題としての物流の労働者の就労状況の改善というテーマも浮き上がってきているので、そういったことが起きた場合に、本当に今の環境下と同じような労働環境が維持できるかどうか、やはり世論の中で見据えていかないと、賃率がどれだけで中央で目安が決まったから、この目安に準じてその引上率に地方も準じていかななくてはいけないことではないと考えます。実際に企業で働いておられる労働者の皆様においては、やはり企業が最低賃金をこれ以上に設定されて、これ以上の給与額の支給をされている企業も非常に多いというのも事実だと思いますし、家庭を見た場合に1労働者だけではなくて、やはり富山県の

場合は家庭の家族構成とか、産業で働く兼業農家の方、そういう構成を十分検討する中に入れていただいて、総体的な検討が必要かなと私自身は思っております。確かに物価がこれだけ上がるということに対しての生活苦というのは分かります。ただ、企業として支払い能力をそちらに全部向けていいのかどうか。というところも全体を押し量ったときに政府は、今も助成金とか支援策での効果が即上がってくることがないわけで、そういった点での強化をもう一度政府には、具体的に提示していただきたいということを、地方からも声をあげなくてはいけないのではないかなと思います。是非その点も公益側委員の方、労働者側委員の方にも御理解を求めたいところではあります。よろしくお願いいたします。

〔長尾部会長〕 ありがとうございます。補足意見をいただきました。お互いに指摘されている点、中小企業の生産性をどう上げるかということについて、江下委員からは、中賃のビデオでは中小が賃金を上げやすい環境整備をしていくということに触れられていて、それに対する認識は地方においても重要な視点であるという意見をいただきました。八田委員からは、今の短期的な物価高等のいろいろな対策については、短視眼的で考えるのではなくて、中長期的な経営の視点からどのように対処をしていったらいいかということ、そのような視点からも今回の賃上げの問題に関して、考えていく必要があるのではないかという御意見をいただきました。労使ともに何が問題になっているか、データを取り上げて説明されていますので、問題点そのものについてはお互いに共通認識されていますが、そこからどのように対応していくか、対応の視点について、今後、時間をかけて議論をしていかなければいけないと思いました。

〔堀岡委員〕 部会長にお話ししていただくことかもしれませんが、今後の議論の進め方で意見を述べさせていただきたいのですが、双方が冒頭でお話いただいたように最低賃金法の目的とは、双方がかみ合った議論をするために、最賃法の目的と法の要素を意識して御主張や個別折衝でもお話いただければいいかなと思っております。労働者側の御主張で若干気になったところがありまして、消費者物価指数などについては当然、法の要素の労働者の生計費や労働者の賃金というところが当然問題となってくるとは思いますが、社会全体の賃金の引上げが人材確保というところについては、最賃法の目的を若干超えたところの目的を達成されるような議論が見受けられるので、それは最賃法の目的を意識してお話していただいたほうが、使用者側にとってもかみ合った議論をしやすいことになるかと思えます。それから使用者側については、通常の事業の賃金支払い能力では指標の第4表ですか、そういったところを重点的にお話されるのは立場上当然だと思いますが、物価指数であるとか、労働者側の生計費の部分についても意識して議論していただいたほうが、労働者側にとっても議論しやすいかと思えます。もう一つについては、双方から目安の考え方とか昨年度、政策決定ありきではないかというお気持ちは私もよく分かりますが、ゼロベースでお話するのではなくて、せっかく目安が出ているわけですし、拘束はされないにしても、尊重すべきということになっているわけですから、目安の金額やあるいはそこで出てきた指標や判断の理由などについても意識してお話をされれば、より効率的になると思えます。以上です。

[長尾部会長] ありがとうございます。何か付け加えておくような御意見などございますか。この後時間があれば、金額の考え方に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

[寺山委員] 明日からで、よろしいかと思えます。

[中野委員] 金額提示については、この場ではなく、もちろんそれぞれ個別で提示したいと思っております。今ほど寺山委員からもありましたように明日以降、労側としても提示をしたいと思っておりますが、今日はこの後公労会議・公使会議等の設定はございますでしょうか。

[長尾部会長] 少し進めたほうがいいのであれば、行いたいと思っておりますが、時間の関係もございますので、主張を今回伺いして、我々もこの主張を十分に分析して次回臨みたいと考えていますので、できれば主張をお伺いした時点で閉めさせていただいて、明日金額提示等を中心に行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[中野委員] 今ほどありました金額提示につきましては、明日以降の審議会でお話をしたいと思っております。ただ、使側もそうかもしれないませんが、個別での場があっても良いのかなと思いました。

[長尾部会長] 今の意見を踏まえて、使側がどう考えられたか、労側がどう考えられたか、その時間をこの後少しあったほうがいいでしょうか。

[中野委員] はい、個別の意見交換の時間があったほうが良いと感じております。

[寺山委員] 明日、落ち着いた形の中で、また個別にお話をさせていただければよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

[中野委員] 承知しました。

[長尾部会長] 本日、データに基づいて主張の部分をかなりきめ細かくいただきましたので、次回検討いただきまして金額提示につなげていけたらと考えております。

次回は、明日、8月2日(水)午後1時30分から、この会場で、開催したいと存じます。

委員の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。

その他に何かございますでしょうか。

なければ、議事録確認担当委員を決めておきたいと存じます。

議事録確認担当委員は、私のほか、労使各側から1名ずつお願いしておりますが、議事の全体の流れ及び各側からの発言内容等を総合的に御確認いただく観点から、

労働者代表委員につきましては 中野委員

使用者代表委員につきましては 寺山委員

をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、本日の審議はこれで終了いたします。
お疲れ様でした。